

## 第50回記念企画

### 未来に向けて50年から学ぶこと



今村 文章

学校法人 九州総合学院 九州医学技術専門学校

はじめに

本学会が大きな節目となる第50回を迎え、タイトルは50年から学ぶとなっていますが、実質54年の足跡が刻まれました。心から嬉しく思い、過去に思いを馳せながら、未来を描いてみたいと思います。このような機会を与えて頂いた学会長はじめ皆様に御礼申し上げます。

#### 起 (感謝)

今年は戦後70年と騒がれていますが、技師会の発足も、敗戦が濃厚になったころ、「不足する物資をどのように相互活用できるか」から始まったそうです。そこから発展し、医療界の中では看護師、医師について多い職種となっています。苦難と喜びの歴史を考える時、先人たちのご苦労に感謝し、全国あるいは九州の組織化を振り返り、その意義を考えたいと思います。

#### 承 (立法化・法改正)

技師会の設立後、国家資格制度の確立をめざし、法制化運動が展開され、難産の末、昭和33年4月23日、「衛生検査技師法」(法律第76号)が制定。しかし、公衆衛生に重きが置かれ、人体由来の検体検査のみが対象であった。昭和45年5月21日に「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」(法律第83号)に改題され、生理学的検査と検査用採血業務が加えられ、教育は高卒等で2年から3年以上となり、多くの衛生検査技師免許取得者が52時間の厚生大臣指定講習を受講し、特例試験を受けたが実質、衛生検査と臨床検査の2重構造であった。さて、この2重構造が解消されたのが平成17年5月2日に衛生検査技師制度が廃止され、「臨床検査技師等に関する法律」(第39号)である。この法では「医師の指導監督」が「医師または歯科医師の指示」に、生理学的検査が政令から省令へ移行され、かつ付帯事項が付けられた。さらに本年4月1日付けで「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部が変更され、検体採取が拡大され、平成27年4月1日より施行されるに至った。その間にも医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は

製造販売後安全管理に関する業務についても旧薬事法の中で定められるなど、検査部への影響も見られたことなど大きな変革があった中で、我々の対応はいかがなものであったのか検証してみたい。

#### 転 (反省と後悔)

法改正の他に、我々が目指してきたものは何だったのか。やはり医師をはじめとする医療スタッフからの信頼は勿論、社会的にも認められ、信頼される技術者であったと思う。その為に組織的な活動が重要で職能的活動と学術的活動の2本立てとなるが、職能的活動の中心が連盟なら、学術が学会、研究班活動、各種認定であろう。認定も各団体の思惑を持ちながらも、数多くの認定制度が生まれている。本当にこの2本立てでよかったのか。検査技師の資質の面からも考察したいと思います。

#### 結 (苦尽甘来・希望)

過去を振り返ることで、そこからやるべきこと、目指すものが見えてくるのではないかと思います。多くの先輩たちからのメッセージなども交えて、今後の課題などについてのまとめをしたい。

#### 【略歴】

##### \*日本臨床検査技師会関係

平成 4年度～平成 7年度	血液検査研究班全国委員
平成 8年度～平成 9年度	血液検査研究班班長
平成 7年度～平成 9年度	代議員
平成10年度～平成19年度	理事・常務理事
平成20年度～平成21年度	副会長
平成18年度～平成21年度	認定センター理事長代行
平成22年度～平成25年度	認定センター中央委員

##### \*九州臨床検査技師会関係

平成 8年度～平成17年度	常務理事
平成18年度～平成21年度	副会長

##### \*長崎県臨床検査技師会関係

昭和52年度～平成 6年度	理事・監事
平成 7年度～平成23年度	会長